

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学学則第10条の2に基づき、「いのち」「思いやり」「絆」「愛」を尊重する心を持った医療人とスポーツ人を育成するため、総合教育センターに「スポーツ科学副専攻」(以下、「本副専攻」という)を置く。

(開講科目等)

第2条 本副専攻は、総合教育センター教授会の履修規程で定める基礎科目及び応用科目をもって構成する。

2. 前項の基礎科目は全ての学部・学科(以下、各学部等という)の学生が履修できるものとし、応用科目は当該科目に必要な経験等を踏まえて履修条件を設けるものとする。
3. 前項の基礎科目及び応用科目には、各学部等で定める単位数の上限を適用しない。
4. 第2項により履修し、修得した単位は、東京医療保健大学総合教育センター規程第4条第3項に基づいて各学部等において修得した選択科目とみなし、卒業要件に算入する。

(修了要件及び認定)

第3条 本副専攻の修了要件は、次の通りとする。

- (1) 前条の科目群から8単位以上修得すること
  - (2) 前条の科目群のカリキュラム設計及び運営を総括する教員(以下、「コースディレクター」という)から、学修成果についての評価を受けること。
2. 学長は、前項に関する総合教育センターの審議に基づき、別紙1の修了証を交付する。

(庶 務)

第4条 本副専攻に関する庶務は、総合教育センターにおいて処理する。

(雑 則)

第5条 本要綱に定めのないことは、総合教育センター教授会において定める。

附 則

この細則は、2025年4月1日より施行する。施行の日における開講科目は、第2条第1項に科目に関わらず、別表1の通りとする。

(別紙1)

第 号	
スポーツ科学副専攻修了証	
学生氏名	殿
あなたは、東京医療保健大学総合教育センター 「スポーツ科学副専攻」において、 所定の課程を修めたことを証します。	
西暦〇〇年〇月〇日	
東京医療保健大学長 〇〇 〇〇 (公印)	
総合教育センター長 〇〇 〇〇 (公印)	
スポーツ科学副専攻コースディレクター 〇〇 〇〇 (公印)	

(別表1)

【2025年度開講科目】

科目名		単位数
基礎科目	運動栄養学(注1)	1
応用科目	スポーツ情報学(注2)	1
	スポーツ応用実習Ⅰ(注2)	4
	スポーツ応用実習Ⅱ(注2)	4

(注1) 医療保健学部医療栄養学科で同科目の単位を修得した学生は履修できない。

(注2) 応用実習であるため、大学スポーツ協会の加盟団体が主催する全国規模の選手権大会に出場権を有するチームに、現に所属(選手または学生スタッフ)していることを履修条件とする。